

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改 正 案				現 行			
別紙様式第2号（第25条第1項関係） 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 (日本工業規格A4) (略) (単位：百万円)				別紙様式第2号（第25条第1項関係） 年度（ 年 月 日現在）貸借対照表 (日本工業規格A4) (略) (単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債		そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
(略)		(略)		(略)		(略)	
先 物 取 引 差 金 勘 定		売 付 債 券		先 物 取 引 差 金 勘 定		売 付 債 券	
保 管 有 価 証 券 等		売 付 商 品 債 券		保 管 有 価 証 券 等		売 付 商 品 債 券	
金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 受 入 証 拠 金		金 融 派 生 商 品		先 物 取 引 受 入 証 拠 金	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		先 物 取 引 差 金 勘 定		金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		先 物 取 引 差 金 勘 定	
リ ー ス 投 資 資 産		金 融 派 生 商 品		リ ー ス 投 資 資 産		金 融 派 生 商 品	
そ の 他 の 資 産		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金		そ の 他 の 資 産		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務		有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意) (略)				(記載上の注意) (略)			

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改 正 案				現 行			
別紙様式第6号（第25条第1項関係）		（日本工業規格A4）		別紙様式第6号（第25条第1項関係）		（日本工業規格A4）	
年度（ 年 月 日現在）貸借対照表				年度（ 年 月 日現在）貸借対照表			
(略)				(略)			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債		そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
(略)		(略)		(略)		(略)	
先物取引差金勘定 保管有価証券等		前受収益 従業員預り金		先物取引差金勘定 保管有価証券等		前受収益 従業員預り金	
金融派生商品		給付補填備金		金融派生商品		給付補填備金	
金融商品等差入担保金		借入有価証券		リース投資資産		借入有価証券	
リース投資資産		(略)		(略)		(略)	
(略)		先物取引受入証拠金		土地		先物取引受入証拠金	
土地		先物取引差金勘定		リース資産		先物取引差金勘定	
リース資産		金融派生商品		建設仮勘定		金融派生商品	
建設仮勘定		金融商品等受入担保金		その他の有形固定資産		リース債務	
その他の有形固定資産		リース債務		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意) (略)				(記載上の注意) (略)			

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改 正 案	現 行																																																																																																																																																																																													
<p>別紙様式第8号（第111条第1項関係） （略） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～14 （略） 15 単体自己資本比率の状況</p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th colspan="2">経過措置による 不算入額</th> <th colspan="2">経過措置による 不算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通出資等Tier1資本に係る基礎項目</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通出資に係る会員勘定の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、利益剰余金の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通出資等Tier1資本に係る調整項目</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、のれんに係るものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>適格引当金不足額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>負債の時価評価により生じた時価評価差額であって</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通出資等Tier1資本に係る基礎項目					普通出資に係る会員勘定の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）					普通出資等Tier1資本に係る調整項目					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額					うち、のれんに係るものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延ヘッジ損益の額					適格引当金不足額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって					<p>別紙様式第8号（第111条第1項関係） （略） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～14 （略） 15 単体自己資本比率の状況</p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>前年度末</th> <th>当年度末</th> <th>項 目</th> <th>前年度末</th> <th>当年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資 本 金</td> <td></td><td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td><td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> その他資本剰余金</td> <td></td><td></td> <td rowspan="2">期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>〇 〇 積 立 金</td> <td></td><td></td> <td rowspan="2">短期劣後債務及びこれに準ずるもの</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>当年度末繰越剰余金</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>合 併 会 員 持 分</td> <td>△</td><td>△</td> <td rowspan="5">非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>自 己 優 先 出 資</td> <td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>自己優先出資申込証拠金</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の評価差損</td> <td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>営 業 権 相 当 額</td> <td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>企業結合により計上される無形固定資産相当額</td> <td>△</td><td>△</td> <td rowspan="2">内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>証券化取引により増加した自己資本に相当する額</td> <td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額</td> <td>△</td><td>△</td> <td rowspan="2">PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td> <td>基本的項目からの控除</td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末	資 本 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			非累積的永久優先出資			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			資 本 準 備 金			その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			利 益 準 備 金			〇 〇 積 立 金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			当年度末繰越剰余金			そ の 他						合 併 会 員 持 分	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			自 己 優 先 出 資	△	△	自己優先出資申込証拠金			その他有価証券の評価差損	△	△	営 業 権 相 当 額	△	△	企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△	内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額									基本的項目からの控除		
項目		当期末		前期末																																																																																																																																																																																										
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																																																																																											
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																																																														
普通出資に係る会員勘定の額																																																																																																																																																																																														
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																																																																																														
うち、利益剰余金の額																																																																																																																																																																																														
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																																																																																														
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																																																																																														
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																																																																																																														
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																																																														
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）																																																																																																																																																																																														
普通出資等Tier1資本に係る調整項目																																																																																																																																																																																														
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額																																																																																																																																																																																														
うち、のれんに係るものの額																																																																																																																																																																																														
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額																																																																																																																																																																																														
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額																																																																																																																																																																																														
繰延ヘッジ損益の額																																																																																																																																																																																														
適格引当金不足額																																																																																																																																																																																														
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額																																																																																																																																																																																														
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって																																																																																																																																																																																														
項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末																																																																																																																																																																																									
資 本 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																																																																																											
非累積的永久優先出資																																																																																																																																																																																														
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																											
資 本 準 備 金																																																																																																																																																																																														
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																																																																																											
利 益 準 備 金																																																																																																																																																																																														
〇 〇 積 立 金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																											
当年度末繰越剰余金																																																																																																																																																																																														
そ の 他																																																																																																																																																																																														
合 併 会 員 持 分	△	△	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額																																																																																																																																																																																											
自 己 優 先 出 資	△	△																																																																																																																																																																																												
自己優先出資申込証拠金																																																																																																																																																																																														
その他有価証券の評価差損	△	△																																																																																																																																																																																												
営 業 権 相 当 額	△	△																																																																																																																																																																																												
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額																																																																																																																																																																																											
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△																																																																																																																																																																																												
内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額																																																																																																																																																																																											
			基本的項目からの控除																																																																																																																																																																																											

自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
資本調達手段に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第1項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本				

基本的項目(A)			分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目不算入額	△	△
			控除項目計(E)		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			自己資本額(D-E)(F)		
			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法を採用した場合において適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	リスク・アセット等計(G)		
補完的項目(B)					
短期劣後債務					
準補完的項目不算入額	△	△			
準補完的項目(C)			Tier1比率(A/G)	%	%
自己資本総額(A+B+C)(D)			自己資本比率(F/G)	%	%

に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等その他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((二)-(ホ)) (へ)		/		/
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)+(へ)) (ト)		/		/
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
資本調達手段に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/

Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本 調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附 則第 7 条第 2 項）によりTier 2 資本に係る調整項目 の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2 資本				
Tier 2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リス ク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得 た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附 則第 7 条第 2 項）によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率				
普通出資等Tier 1 比率((ハ)/(ヲ))	%		%	
Tier 1 比率 ((ト) / (ヲ))	%		%	
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	%		%	

調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

(記載上の注意)

- この表には、農林中央金庫法第56条第1号に規定する農林中央金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は、算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 平成19年3月31日以後最初に提出した場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改 正 案	現 行																																																																																																																																																																																																															
<p>別紙様式第9号（第111条第1項関係） （略） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～15 （略） 16 単体自己資本比率の状況</p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	<p>別紙様式第9号（第111条第1項関係） （略） （日本工業規格A4）</p> <p>第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～15 （略） 16 単体自己資本比率の状況</p> <p style="text-align: right;">信用リスク・アセット算出手法</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>																																																																																																																																																																																																															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">当期末</th> <th colspan="2">前期末</th> </tr> <tr> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> <th>経過措置による 不算入額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通出資等Tier1資本に係る基礎項目</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通出資に係る会員勘定の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、資本金及び資本剰余金の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、利益剰余金の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、社外流出予定額(△)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、上記以外に該当するものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>評価・換算差額等及びその他公表準備金の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>普通出資等Tier1資本に係る調整項目</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、のれんに係るものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td> うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益の額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>適格引当金不足額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>負債の時価評価により生じた時価評価差額であって</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	当期末		前期末		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額		普通出資等Tier1資本に係る基礎項目					普通出資に係る会員勘定の額					うち、資本金及び資本剰余金の額					うち、利益剰余金の額					うち、社外流出予定額(△)					うち、上記以外に該当するものの額					評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）					普通出資等Tier1資本に係る調整項目					無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額					うち、のれんに係るものの額					うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額					繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					繰延ヘッジ損益の額					適格引当金不足額					証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					負債の時価評価により生じた時価評価差額であって					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>前年度末</th> <th>当年度末</th> <th rowspan="2">項 目</th> <th>前年度末</th> <th>当年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資 本 金</td> <td></td><td></td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資</td> <td></td><td></td> <td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td><td></td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td><td></td> <td>短期劣後債務及びこれに準ずるもの</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他資本剰余金</td> <td></td><td></td> <td>非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td><td></td> <td>内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>〇 〇 積 立 金</td> <td></td><td></td> <td>PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>当年度末繰越剰余金</td> <td></td><td></td> <td>基本的項目からの控除</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td><td></td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>合 併 会 員 持 分</td> <td>△</td><td>△</td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>自 己 優 先 出 資</td> <td>△</td><td>△</td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>自己優先出資申込証拠金</td> <td></td><td></td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券の評価差損</td> <td>△</td><td>△</td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>営 業 権 相 当 額</td> <td>△</td><td>△</td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>企業結合により計上される無形固定資産相当額</td> <td>△</td><td>△</td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>証券化取引により増加した自己資本に相当する額</td> <td>△</td><td>△</td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額</td> <td>△</td><td>△</td> <td></td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末	資 本 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			非累積的永久優先出資			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			資 本 準 備 金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの			その他資本剰余金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			利 益 準 備 金			内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			〇 〇 積 立 金			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			当年度末繰越剰余金			基本的項目からの控除			そ の 他						合 併 会 員 持 分	△	△				自 己 優 先 出 資	△	△				自己優先出資申込証拠金						その他有価証券の評価差損	△	△				営 業 権 相 当 額	△	△				企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△				証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△				内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△			
項目		当期末		前期末																																																																																																																																																																																																												
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額																																																																																																																																																																																																													
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目																																																																																																																																																																																																																
普通出資に係る会員勘定の額																																																																																																																																																																																																																
うち、資本金及び資本剰余金の額																																																																																																																																																																																																																
うち、利益剰余金の額																																																																																																																																																																																																																
うち、社外流出予定額(△)																																																																																																																																																																																																																
うち、上記以外に該当するものの額																																																																																																																																																																																																																
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額																																																																																																																																																																																																																
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額																																																																																																																																																																																																																
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）																																																																																																																																																																																																																
普通出資等Tier1資本に係る調整項目																																																																																																																																																																																																																
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額																																																																																																																																																																																																																
うち、のれんに係るものの額																																																																																																																																																																																																																
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額																																																																																																																																																																																																																
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額																																																																																																																																																																																																																
繰延ヘッジ損益の額																																																																																																																																																																																																																
適格引当金不足額																																																																																																																																																																																																																
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額																																																																																																																																																																																																																
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって																																																																																																																																																																																																																
項 目	前年度末	当年度末	項 目	前年度末	当年度末																																																																																																																																																																																																											
	資 本 金				他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																																																																																																																																											
非累積的永久優先出資			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																																													
優先出資申込証拠金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																																																																																																																																													
資 本 準 備 金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの																																																																																																																																																																																																													
その他資本剰余金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額																																																																																																																																																																																																													
利 益 準 備 金			内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額																																																																																																																																																																																																													
〇 〇 積 立 金			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額																																																																																																																																																																																																													
当年度末繰越剰余金			基本的項目からの控除																																																																																																																																																																																																													
そ の 他																																																																																																																																																																																																																
合 併 会 員 持 分	△	△																																																																																																																																																																																																														
自 己 優 先 出 資	△	△																																																																																																																																																																																																														
自己優先出資申込証拠金																																																																																																																																																																																																																
その他有価証券の評価差損	△	△																																																																																																																																																																																																														
営 業 権 相 当 額	△	△																																																																																																																																																																																																														
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△																																																																																																																																																																																																														
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△																																																																																																																																																																																																														
内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△																																																																																																																																																																																																														

自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
資本調達手段に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第1項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本				

基本的項目(A)			分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス		
償還を行う蓋然性を有する株式等					
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目不算入額	△	△
			控除項目計(E)		
その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			自己資本額(D－E)(F)		
			資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		
内部格付手法を採用した場合において適格引当金が期待損失額を上回る額			信用リスク・アセット調整額		
負債性資本調達手段等			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	リスク・アセット等計(G)		
補完的項目(B)					
短期劣後債務					
準補完的項目不算入額	△	△			
準補完的項目(C)			Tier1比率(A/G)	%	%
自己資本総額(A+B+C)(D)			自己資本比率(F/G)	%	%

に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等その他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額		/		/
Tier2資本不足額		/		/
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		/		/
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((二)-(ホ)) (へ)		/		/
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)+(へ)) (ト)		/		/
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額		/		/
Tier2資本調達手段に係る負債の額		/		/
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		/		/
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		/		/
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		/		/
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		/		/
うち、適格引当金Tier2算入額		/		/
資本調達手段に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額		/		/

Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本 調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附 則第 7 条第 2 項）によりTier 2 資本に係る調整項目 の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2 資本				
Tier 2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リス ク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得 た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附 則第 7 条第 2 項）によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率				
普通出資等Tier 1 比率((ハ)/(ヲ))	%		%	
Tier 1 比率 ((ト) / (ヲ))	%		%	
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	%		%	

調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。
- 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

(記載上の注意)

- この表には、農林中央金庫法第56条第1号に規定する農林中央金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 「単体自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。
- 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は、算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 平成19年3月31日以後最初に提出した場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改正案				現行								
別紙様式第10号（第111条第2項関係） （略） （日本工業規格A4）				別紙様式第10号（第111条第2項関係） （略） （日本工業規格A4）								
第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書								
1・2（略） 3 連結自己資本比率の状況				1・2（略） 3 連結自己資本比率の状況								
信用リスク・アセット算出手法				信用リスク・アセット算出手法								
（単位：百万円）				（単位：百万円）								
項目	当期末		前期末		項目	前年度末		当年度末				
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額			前年度末		当年度末				
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目												
普通出資に係る会員勘定の額												
うち、資本金及び資本剰余金の額												
うち、利益剰余金の額												
うち、社外流出予定額(△)												
うち、上記以外に該当するものの額												
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額												
普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額												
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条1項）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額												
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条）により普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額												
普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）												
普通出資等Tier1資本に係る調整項目												
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額												
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額												
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額												
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額												
資 本 金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額									
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株						負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの						
優先出資申込証拠金						期限付劣後債務、期限付優先出資及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの						
資本剰余金												
利益剰余金												
合併会員持分			△		△							
自己優先出資			△		△		短期劣後債務及びこれに準ずるもの					
自己優先出資申込証拠金												
その他有価証券の評価差損			△		△		連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段					
為替換算調整勘定												
新株予約権												
連結子法人等の少数株主持分												
海外特別目的会社の発行する優先出資証券						非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額						
営業権相当額			△		△		内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額					
連結調整勘定相当額			△		△							
企業結合等により計上される無形固定資産相当額			△		△							
のれん相当額			△		△							

繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)				
普通出資等Tier1資本				
普通出資等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				
その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額				

証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△			
内部格付手法を採用した場合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額
基本的項目(A)					基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス
償還を行う蓋然性を有する株式等					
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額					控除項目不算入額 △ △
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額					控除項目(E)
一般貸倒引当金					自己資本額(D-E)(F)
内部格付手法を採用した場合において適格引当金が期待損失額を上回る額					資産(オン・バランス)項目
負債性資本調達手段等					オフ・バランス取引等項目
負債性資本調達手段					マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額
期限付劣後債務、期限付優先出資及び期限付優先株					オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額
補完的項目不算入額	△	△			信用リスク・アセット調整額
補完的項目(B)					オペレーショナル・リスク相当額調整額
短期劣後債務					リスク・アセット等計(G)
準補完的項目不算入額	△	△			
準補完的項目(C)					Tier1比率(A/G) % %
自己資本総額(A+B+C)(D)					自己資本比率(F/G) % %

適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
資本調達手段に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第1項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条）によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((二)-(ホ)) (ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額				

適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額				
うち、適格引当金Tier 2 算入額				
資本調達手段に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第2項）によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
少数株主持分等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条）によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier 2 資本				
Tier 2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計((ト)+(ヌ)) (ル)				

リスク・アセット				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第7条第2項)によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額(7)				
連結自己資本比率				
連結普通出資等Tier1比率((ハ)/(7))	%		%	
連結Tier1比率((ト)/(7))	%		%	
連結総自己資本比率((ル)/(7))	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				

適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(記載上の注意)

- 1 「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。
- 4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
- 5 「その他Tier1資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 6 「Tier2資本調達手段に係る会員勘定の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 7 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 8 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)

(記載上の注意)

- 1 この表には、農林中央金庫法第56条第2号に規定する農林中央金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために主務大臣が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「連結自己資本比率」とは、農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令第1条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は、算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 5 平成19年3月31日以後最初に提出した場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 6 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前年度末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっている場合には、その旨を欄外に記載すること。

(以下略)